○北海道開発局告示第百七十九号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月六日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　高速自動車国道

(二) 路線名　北海道横断自動車道黒松内北見線

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道常呂郡訓子府町字実郷八九番一から同町字実郷一〇〇番一まで	前	一四・五三～六二・六三メートル　〇〇・〇七八キロメートル
	後	一四・五三～六九・四四　〇〇・〇七八
北海道常呂郡訓子府町字大谷一〇九番七地先から同町字大谷四一番五まで	前	一四・〇一～五〇・四九　〇〇・〇二二
	後	一六・六四～五三・五六　〇〇・〇二二
北海道常呂郡訓子府町字大谷四一番一から同町字大谷四一番二〇まで	前	二八・四二～七二・四〇　〇〇・一七四
	後	二八・八九～七二・四〇　〇〇・一七四
北海道常呂郡訓子府町字大谷四一番二〇から同町字実郷一八〇番一まで	前	一四・四三～七七・二六　〇〇・一八九
	後	一二・二〇～七六・二〇　〇〇・一八九
北海道常呂郡訓子府町字実郷二三四番一から同町字実郷二三四番一地内まで	前	四九・二八～五二・六四　〇〇・〇九五
	後	四三・九六～五二・六四　〇〇・〇九五
北海道常呂郡訓子府町字大谷三六番一地先から同町字大谷三六〇番七まで	前	一三・二八～八一・七二　〇〇・〇九二
	後	一三・二八～九六・三一　〇〇・〇九二
北見市常川九六三番一から同市常川九八三番一まで	前	六三・七九～七三・四七　〇〇・一三二
	後	四三・三七～七三・四七　〇〇・一三二
北見市常川八〇八番一地先から同市上ところ四七二番二地先まで	前	一三・六六～四一・四九　〇〇・一五九
	後	一三・五四～四一・四九　〇〇・一五九
北見市広郷一二二二番四から同市北上一〇三四番一まで	前	五七・一一～六三・九四　〇〇・一〇三
	後	六二・三四～六七・六六　〇〇・一〇三
北海道常呂郡訓子府町字清住四番四地内まで	前	二一・一九～二七・七一　〇〇・〇二二
	後	二四・〇八～二九・〇六　〇〇・〇二二
北海道常呂郡訓子府町末広町二二四番一地内	前	四三・九九～四六・二四　〇〇・〇一五
	後	四三・九九～五四・八九　〇〇・〇一五
北海道常呂郡訓子府町末広町二二四番一地先から同町字協成三二番一まで	前	三五・八六～五八・七五　〇〇・〇九五
	後	四二・四八～六一・一二　〇〇・〇九五

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十九号、二百四十号及び二百四十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道網走郡美幌町字瑞治一七四番二から同町字瑞治一八二番一七まで	前	二八・四一～三〇・〇〇　〇〇・二二〇メートル
	後	二九・一三～六一・五七　〇〇・二二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
留萌市大和田一丁目六八番から同市元川町二丁目四四番一まで	前	A　二三・三七～八七・八八メートル　三・六九七キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう
	後	B・C　一〇・五〇～一三七・二九　二・六六七	
		A　二三・三七～八七・八八　三・六九七	
		B・C　一〇・五〇～一三七・二九　二・六六七	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○北海道開発局告示第百八十二号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月六日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
北海道横断自動車道黒松内	北海道常呂郡訓子府町字協成九番二から北見市北上九四〇番四まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十七年十一月八日十五時

○北海道開発局告示第百八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十六号	千歳市長都国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五四七〇林班い小班地内	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二百三十八号及び二百三十九号	紋別市渚滑町三丁目一六番七地先から同市渚滑町三丁目四二番一〇地先まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十七年十一月六日